

各障害福祉サービス等事業所 管理者 様

高知県地域福祉部障害福祉課長
(公印省略)

緊急事態宣言を踏まえた障害福祉サービス事業所（通所・短期入所等）
の対応について（その 3）（通知）

日頃から、本県の障害福祉施策にご理解とご協力をいただきお礼申し上げます。

さて、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」の対象地域の拡大に伴う障害福祉サービス事業所等の対応につきましては、別紙「緊急事態宣言を踏まえた障害福祉サービス事業所（通所・短期入所等）の対応について（令和 2 年 4 月 17 日付け 2 高障害第 99 号。以下「4 月 17 日通知」という。）」により依頼し、対応いただいているところです。

その後、国において「緊急事態宣言」の期間延長が検討されていたことから、「緊急事態宣言を踏まえた障害福祉サービス事業所（通所・短期入所等）の対応について（その 2）（令和 2 年 5 月 1 日付け 2 高障害第 134 号）」により、「緊急事態宣言」の実施期間の延長が決定された場合においても、4 月 17 日通知により依頼しましたサービスの継続をはじめ、利用者の支援や感染防止対策の徹底など、すべての事項について、継続して対応いただくよう取り急ぎお願いしました。

5 月 4 日に、国において「緊急事態宣言」の実施期間を今末日まで延長することが決定され、国の基本的対処方針も一部変更されましたので、4 月 17 日通知により依頼しました「1 サービスの継続」のうち、「サービス利用者に利用自粛の協力を求めていただく対応」について、下記のとおり対応いただきますようお願いいたします。

記

1 サービス利用者に対する利用自粛の協力依頼について

クラスター発生による感染リスク軽減の観点から、サービス利用者に対しては、家族等の支援が得られるなど、居宅等で過ごすことが可能な方については、当該利用者やその家族の意向を十分に確認のうえ、利用の自粛に協力を求めていただく対応については、**令和 2 年 5 月 22 日（金）の利用分まで**とし、**それ以降の対応については改めて通知**します。

2 その他

上記 1 のほか、4 月 17 日通知により依頼している事項については、「緊急事態宣言」の実施期間中、継続して対応いただきますようお願いいたします。

高知県地域福祉部障害福祉課
電 話：088-823-9635
FAX：088-823-9260
E-mail：060301@ken.pref.kochi.lg.jp